

横浜市が発注する工事・業務従事時における新型コロナウイルス感染症の拡大防止について

新型コロナウイルスの国内感染拡大防止について、国土交通省から建設現場における対応についての通知が発出されたところです。

つきましては、本市が発注した工事、物品、委託、設計・測量・調査等業務（以下、工事等という。）を請負・受託している事業者のみなさまにおかれましては、作業従事者の感染拡大防止に万全を期すとともに、次のとおり適切にご対応いただきますようお願いいたします。

- 1 公共工事等の円滑な施工確保を図る観点からも、工事等の現場等において、現場状況等を勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒など、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意いただきますよう、お願いいたします。
- 2 本市発注工事等の施工に係る作業従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合には、速やかに受注者から監督課・等に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図っていただくとともに、主治医又は保健所（福祉保健センター）の指示により、感染者本人や本人と濃厚接触した疑いがある者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるよう、周知徹底をお願いいたします。
- 3 本市職員に対しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う措置や、新型コロナウイルス感染症に感染した作業従事者やその濃厚接触者等が現場作業に従事できなくなることに伴い、受注者から工期の見直し等の申し出があった場合には、必要に応じ、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更等、適切な対応を講じるよう指示しています。**特に、工事及び設計・測量・調査等業務においては、本市職員から受注者に対して工事又は設計・測量・調査等業務の一時中止や工期又は履行期間の延長の意向を確認しますので、ご承知おきください。なお、一時中止の期間は、本通知から令和2年3月19日までの期間とします。（ただし、現場作業従事者が新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合、一時中止の期間は他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定することとします。）**
その他の業務において、履行期間の延長等が必要な場合は、本市担当部署にご連絡ください。
なお、この場合においては、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして取り扱います。
- 4 本市との契約については、各契約約款において、天災等により工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事等を施行できないと認められるときは、発注者は、工事等の一時中止の内容を直ちに受注者に通知して、工事等の全部又は一部の施工を一時中止させなければならないとされています。新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う影響で、現場の施工を継続することが困難と認められる事業がある場合においては、発注者において、工事等の一時中止の意向を確認する場合がありますので、ご承知おきください。

担当 (工事の契約に関すること)
財政局契約第一課工事契約係 045-671-2246
(物品の契約に関すること)
財政局契約第二課物品契約係 045-671-2248
(委託の契約に関すること)
財政局契約第二課委託契約係 045-671-2186
(工事、設計・測量業務の一時中止に関すること)
財政局公共施設・事業調整課 045-671-3928